

第Ⅰ回吹田市子供の習い事費用助成事業
公募型プロポーザル選定委員会
【議事概要】

Ⅰ 開催日

令和7年7月31日（木） 14時から14時45分まで

Ⅱ 開催場所

吹田市役所低層棟2階 児童部会議室

Ⅲ 参加者

委員長：児童部子育て政策室長

副委員長：児童部子育て給付課長

委員：行政経営部デジタル政策室長

委員：福祉部生活福祉室長代理委員 生活福祉室参事

委員：学校教育部学校教育室長

事務局：児童部子育て政策室

Ⅳ 審議事項

吹田市子供の習い事費用助成事業公募型プロポーザル募集要項（案）

Ⅴ 議事要旨

事務局より、出席者数の確認（委員5名中5名出席）を行い、定足数を満たし、本委員会が成立していることを確認。

募集要項（案）についての説明が行われ、以下の議論の結果、委員からの意見について事務局で反映することを条件とし、募集要項（案）が承認された。

Ⅵ 選定委員会で出た質問及び意見

項番	質問及び意見	意見等に対する回答
1	参画事業者の審査について 参画事業者への審査も本事業の受託事業者が実施するのか。	原則、審査まで受託事業者が実施する。ただし、受託事業者だけで判断が難しい案件については市と協議のうえ決定する。
2	日本版DBSについて 本事業で何か対応を予定しているのか。	受託事業者には、参画事業者に対して各種法令の周知を依頼したいと考えており、仕様に追記する。

項番	質問及び意見	意見等に対する回答
3	募集要項 p.3 スケジュールについて 選定結果の通知日から契約締結日まで期間が短い。契約手続を行うための十分な期間が確保できているのか。	スケジュールについて、再検討する。
4	募集要項 p.4 参加資格について (5)の財務状況について、「本業務を確実に遂行し、継続する財務状況」では抽象的であるため、より具体的な基準を示すべきではないか。	本事業では、広く提案を求めるため、競争入札参加資格者名簿の登載を参加資格としていない。このために左記の項目を要件として設定したが、吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき、入札参加資格認定申請書提出要領に準じ、法人税等の未納がないことを要件として変更する。なお、随意契約交渉時に契約候補者が名簿未登載の場合のみ、財務諸表の提出を求めることとする。
5	p.10 採点方法について 1名でも50点未満の採点を行った場合、最優秀提案事業者となることができない、とあるが問題ないか。	問題ない。
6	p.12 契約締結について (1)にて、最優秀提案事業者との随意交渉が不調となった場合、次点の事業者と随意交渉を行うとあるが、さらに不調となった場合に3位以降と交渉しないのか。	最優秀提案事業者決定方法に準じて、次点以降の事業者と交渉できるように募集要項を変更する。
7	仕様書に反した提案がなされた場合、当然仕様書が優先されると思うが、その旨の記載が必要ではないか。	仕様書が優先する旨を追記する。
8	企画提案書作成要領（案）について 各提案事業者の提案内容を容易に比較できるように、配点表の小項目順に作成する基準を追加しては如何か。	記載順序の規程を追加する。
9	配点表について 小項目毎の配点も公開するのか。	本事業の課題に対する項目に多く点数を配点していることを理解してもらうため、公開する。

項番	質問及び意見	意見等に対する回答
10	配点表について 外部サービスを利用する場合、稼働前に庁内で外部サービスの利用申請手続が必要となる。評価項目としている、情報セキュリティマネジメントやプライバシーマーク認証の確認についてや、その他の要件についても仕様等で定める必要があるのではないか。	情報セキュリティマネジメントやプライバシーマーク認証については資格要件とする。また、外部サービスの利用申請手続に必要な事項を必須要件として仕様に追加する。
11	全体について 受託事業者のセキュリティ管理体制についても市が責任を負う必要がある。月次で、受託事業者がどういったセキュリティ研修を実施しているかといった報告を受けるようにしては如何か。	仕様書の報告事項に追記する。